

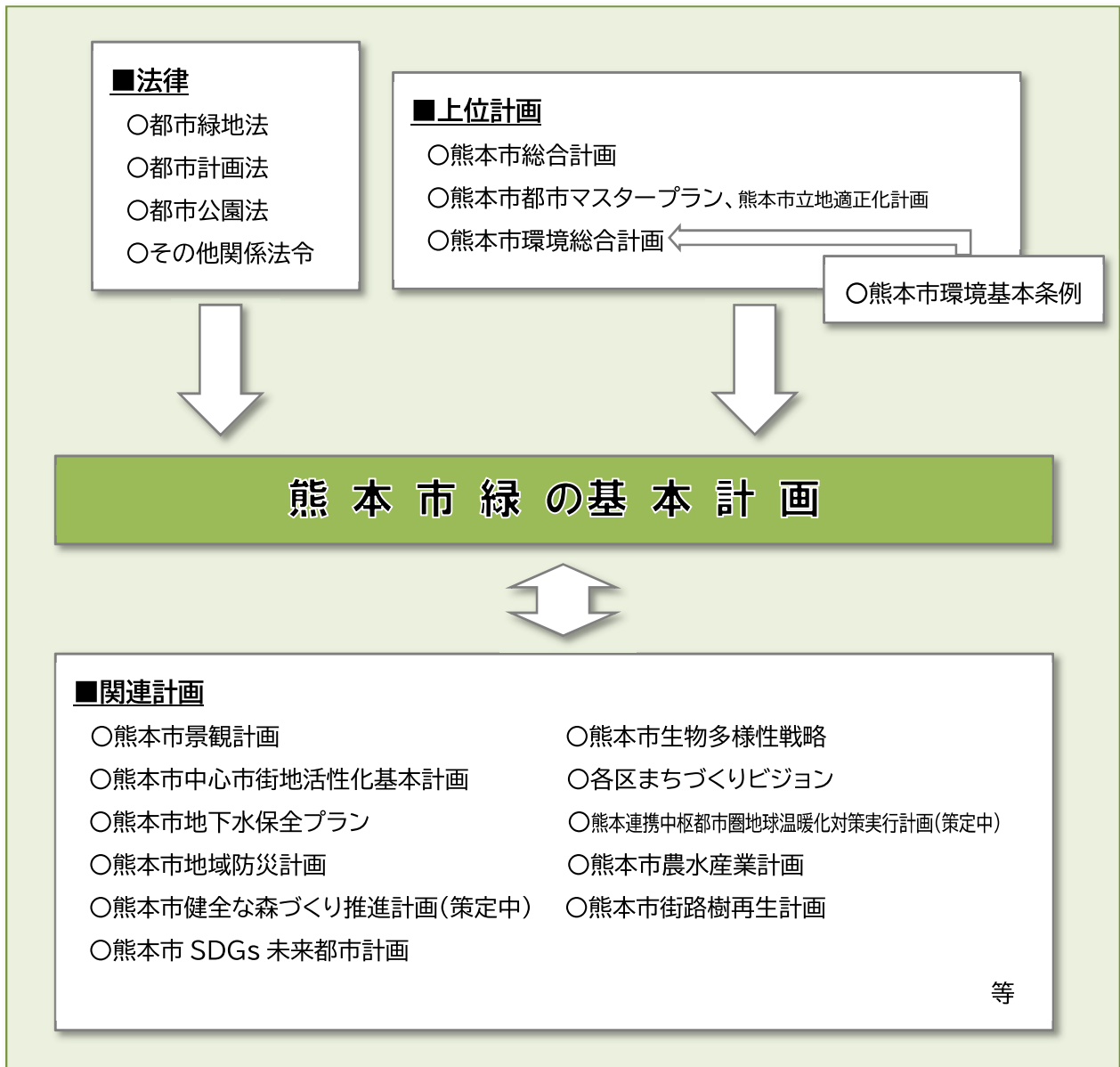
第 2 章

計画の位置づけと社会情勢の変化

1. 計画の位置づけ

本計画は、「都市緑地法」、「都市計画法」、「都市公園法」等の法律をはじめ、上位計画である「熊本市総合計画」、「熊本市都市マスタープラン」等やその他関連計画と整合を図っています。

■ 本計画の体系図



2. 社会情勢の変化

本計画の改訂にあたっては、以下に示す社会情勢の変化を十分に踏まえたものとします。

SDGs(Sustainable Development Goals)

SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む 17 の開発目標のことです。熊本市は令和元年（2019 年）に SDGs 未来都市に選定され、「熊本市 SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画では、SDGs に示す以下の 9 つの目標を念頭において事業を推進することが必要です。

■ 本計画で対象となる SDGs の目標



地球温暖化対策の推進

熊本県において 2019 年（令和元年）12 月に「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」宣言を行いました。また、熊本連携中枢都市圏においても 2020 年（令和 2 年）1 月、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明し、現在実行計画を策定しています。

この中で、温室効果ガスを吸収し除却する森林吸収量は〇〇千トンと試算されています。

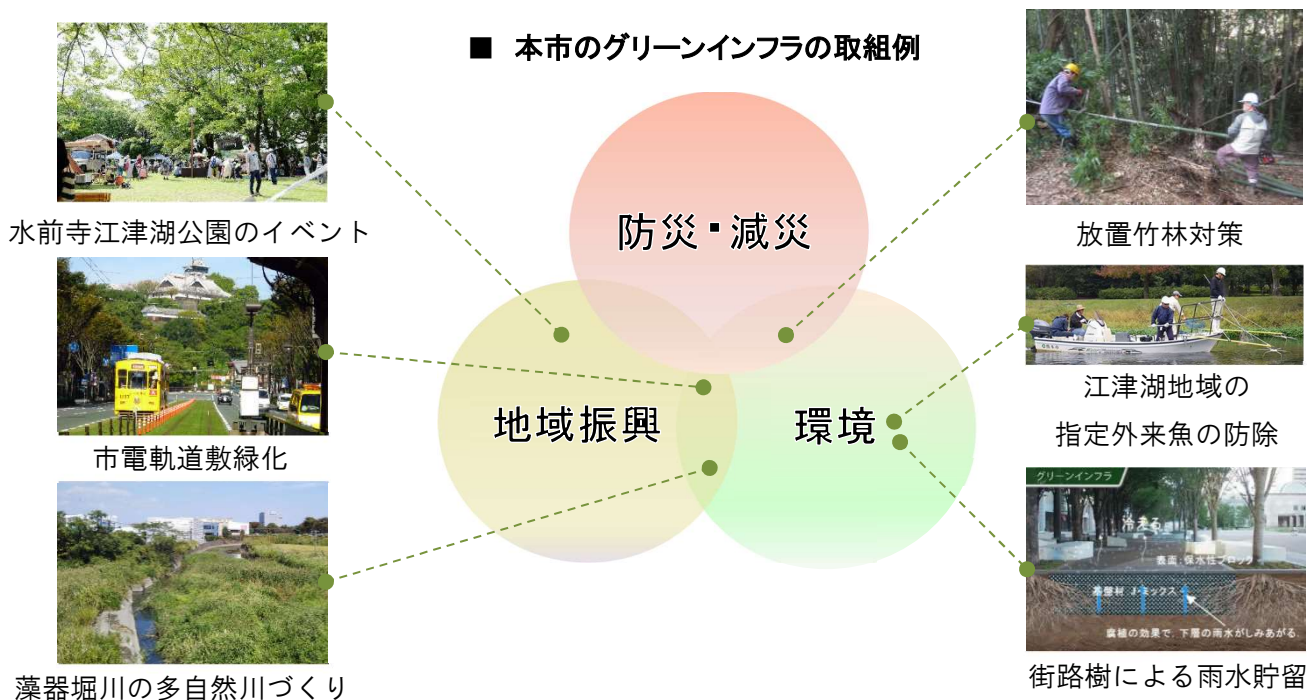
生物多様性

生物多様性とは、生物の種類、個性、様々な自然環境とそれに適応した生物からなる生態系のことをいい、生物は互いに影響しながらバランスを保って共存しています。また、生物多様性は、酸素・水等の生存基盤、食糧等の供給、自然災害の緩和等に深く関わっていますが、近年、森林や農地の減少、一部の人工林や竹林の管理不足等によって、生態系の様々な機能の低下が懸念されています。

本市では、生態系サービスの恩恵を将来にわたって享受できるよう、平成 28 年（2016 年）に「熊本市生物多様性戦略～いきもん つながる くまもと C プラン～」を策定し、生物多様性に配慮したまちづくりに取り組んでいます。今後も、生物の生息・生育環境の確保や、生態系に大きな影響を及ぼす特定外来生物対策等により、生物多様性を確保することが必要となっています。特に、江津湖では特定外来生物等による生態系等への被害を防止するための条例を施行し、効果の検証を実施しています。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるという考え方であり、海外を中心に取組が進められ、日本でもその概念が導入されつつあります。本計画では、以下に示す取組を推進するなど、グリーンインフラの幅を広げていくことが必要です。



熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応

本市では、熊本地震により大きな被害を受け、「熊本市震災復興計画」に基づき、市民・地域・行政が一丸となって早期復旧を進めてきました。こうした中、市民の自然災害や防災への意識が高まっており、本計画においても防災機能を持つ公園や緑地等の整備など、熊本地震の教訓を踏まえた自然災害への対応が必要となっています。

都市緑地法と都市公園法の改正

平成 29 年（2017 年）6 月に都市緑地法と都市公園法等の一部が改正されました。

都市緑地法では、緑の担い手として民間主体を指定する制度である緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充、民間が市民緑地を整備する市民緑地認定制度の創設、緑地の定義に農地が追加されるなどの変更がありました。また、都市公園法では、民間活力による新たな整備手法として公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、公園管理者による都市公園の利便性向上において必要な協議会の組織化などの変更が行われており、これらの新たな制度の活用を含めた計画策定が必要となっています。